

受益者様 各位

 平成 28 年 7 月 吉日
 新生インベストメント・マネジメント株式会社

「新生・賢人シリーズ」約款変更予定についてのお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、弊社の投資信託をご愛顧賜り、心より御礼を申し上げます。

さて、弊社で設定・運用しております「新生・賢人シリーズ」の約款を下記の通り変更させて頂く予定でございますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

<約款変更を行うファンド名>

- 新生・世界スマート債券ファンド 1409 (愛称：新生・賢人の采配)
- 新生・世界スマート債券ファンド 1411 (愛称：新生・賢人の采配)
- 新生・世界スマート債券ファンド 1502 (愛称：新生・賢人の采配)
- 新生・世界スマート債券ファンド 1503 (愛称：新生・賢人の采配)
- 新生・世界スマート債券ファンド 1506 (愛称：新生・賢人の采配 1506)
- 新生・世界スマート債券ファンド 1508 (愛称：新生・賢人の采配 1508)
- 新生・世界スマート債券ファンド 1511 (愛称：新生・賢人の采配 1511)

<約款変更予定日>

平成 28 年 7 月 25 日(月)

<約款変更を行う理由>

各ファンドの約款で定める主な投資対象であるケイマン籍円建て外国投資信託の名称が変更となるため。

ファンド名	変更後	変更前
新生・世界スマート債券ファンド 1409	<u>ニッポン</u> ・オフショア・ファンズ 世界スマート債券ファンド円投資型 1409 (ファンド・オブ・ファンズ専用クラス)	<u>メロン</u> ・オフショア・ファンズ 世界スマート債券ファンド円投資型 1409 (ファンド・オブ・ファンズ専用クラス)
1411	<u>ニッポン</u> ・オフショア・ファンズ 世界スマート債券ファンド円投資型 1411 (ファンド・オブ・ファンズ専用クラス)	<u>メロン</u> ・オフショア・ファンズ 世界スマート債券ファンド円投資型 1411 (ファンド・オブ・ファンズ専用クラス)
1502	<u>ニッポン</u> ・オフショア・ファンズ 世界スマート債券ファンド円投資型 1502 (ファンド・オブ・ファンズ専用クラス)	<u>メロン</u> ・オフショア・ファンズ 世界スマート債券ファンド円投資型 1502 (ファンド・オブ・ファンズ専用クラス)
1503	<u>ニッポン</u> ・オフショア・ファンズ 世界スマート債券ファンド円投資型 1503 (ファンド・オブ・ファンズ専用クラス)	<u>メロン</u> ・オフショア・ファンズ 世界スマート債券ファンド円投資型 1503 (ファンド・オブ・ファンズ専用クラス)

1506	<u>ニッポン</u> ・オブショア・ファンズ 世界スマート債券ファンド円投資型 1506 (ファンド・オブ・ファンズ専用クラス)	<u>メロン</u> ・オブショア・ファンズ 世界スマート債券ファンド円投資型 1506 (ファンド・オブ・ファンズ専用クラス)
1508	<u>ニッポン</u> ・オブショア・ファンズ 世界スマート債券ファンド円投資型 1508 (ファンド・オブ・ファンズ専用クラス)	<u>メロン</u> ・オブショア・ファンズ 世界スマート債券ファンド円投資型 1508 (ファンド・オブ・ファンズ専用クラス)
1511	<u>ニッポン</u> ・オブショア・ファンズ 世界スマート債券ファンド円投資型 1511 (ファンド・オブ・ファンズ専用クラス)	<u>メロン</u> ・オブショア・ファンズ 世界スマート債券ファンド円投資型 1511 (ファンド・オブ・ファンズ専用クラス)

*太字下線部分が変更箇所です。

<約款の変更箇所>

すべてのファンドの約款で、同一箇所を変更致します。

新生・世界スマート債券ファンド 1409 (愛称：新生・賢人の采配) の場合

変更後	変更前
<p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>ケイマン籍円建て外国投資信託「<u>ニッポン</u>・オブショア・ファンズー世界スマート債券ファンド 円投資型 1409(ファンド・オブ・ファンズ専用クラス)」受益証券(以下「投資先ファンド」といいます。)および証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。</p> <p>第14条(有価証券および金融商品の指図範囲等)委託者は、信託金を主として、ケイマン籍円建て外国投資信託「<u>ニッポン</u>・オブショア・ファンズー世界スマート債券ファンド 円投資型1409(ファンド・オブ・ファンズ専用クラス)」受益証券(以下「投資先ファンド」といいます。)および新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。</p> <p style="text-align: center;"><後略></p>	<p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>ケイマン籍円建て外国投資信託「<u>メロン</u>・オブショア・ファンズー世界スマート債券ファンド 円投資型 1409(ファンド・オブ・ファンズ専用クラス)」受益証券(以下「投資先ファンド」といいます。)および証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。</p> <p>第14条(有価証券および金融商品の指図範囲等)委託者は、信託金を主として、ケイマン籍円建て外国投資信託「<u>メロン</u>・オブショア・ファンズー世界スマート債券ファンド 円投資型1409(ファンド・オブ・ファンズ専用クラス)」受益証券(以下「投資先ファンド」といいます。)および新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。</p> <p style="text-align: center;"><後略></p>

当該変更は、投資対象であるケイマン籍外国投資信託の名称のみが変更になるものであり、当該外国投信託ならびに当ファンドの運用方針、運用方法等については、全く変更ございません。